

救急隊員の労務管理

1. 検討事項

(1) 救急隊員の業務負荷の軽減

救急出動件数の増加や、連続出動により救急活動時間の延伸により、十分な食事時間や休憩時間が取れないケースがある。また、救急隊に求められる業務は、救急出動以外にも多岐にわたる。今後も高齢化の進展に伴い、救急需要が増え続けることが予想されている中、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から、適正な労務管理について検討する。

(2) 女性救急隊員が活動しやすい方策

全国の消防本部において現場活動の中では、救急隊における女性職員の比率が高いことから、消防における女性職員の更なる活躍の観点からも、女性救急隊員がより活動しやすい方策について検討する。

2. 検討結果（中間報告）

全国の消防本部における救急隊員の労務管理や女性消防職員が活動しやすい取組状況を把握した上で、効果的な取組について検討するため、アンケートを実施した。

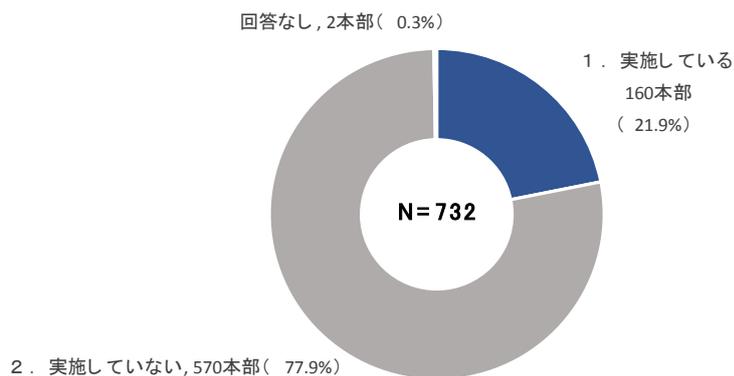
調査結果は、下記のとおりである。

(1) 救急隊員の労務管理について

①救急隊員の労務負担に対する取組の実施状況

全国 732 消防本部に対して「救急隊員の労務負担に対する取組を実施しているか」尋ねたところ、救急出場件数の多い消防本部を中心に、2割以上の消防本部が取組を実施しているという回答であった。

図表 3 - 1 救急隊員の労務負担に対する取組の実施状況



②救急隊員の交替勤務の取組

救急隊員の労務負担に対する取組を実施している160消防本部に対して「救急隊員の交替勤務（ローテーション）など、どのような工夫をしているか」尋ねたところ、136消防本部から回答があった。また、14消防本部については要綱等を定めているとの回答があった。

【救急隊員の交替勤務（ローテーション）の主な取組】

【事例1】

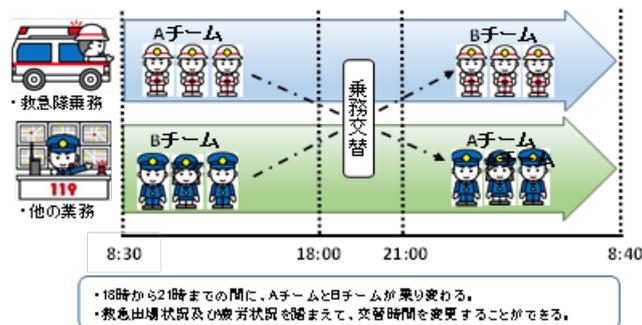
○東京消防庁(東京都)

4名配置制による交替乗務の取組や救急隊1隊（救急車1台）に対し、2つのチームを指定し、交替時間を定めてチームを交替する取組、自己所属において出勤件数の多い救急隊と比較的少ない救急隊の配置を相互に入れ替える取組など、救急隊員の労務負担の軽減のための対応策を実施している。

実施隊	交替乗務方策
4名配置制による交替乗務	・年間の出勤件数、活動時間等を踏まえて実施隊を指定 ・配置された4名のうち3名で編成し、1名は他隊に編成することなく、救急事務処理等に従事する。
基準時間※1以上の本署救急隊	・本署2チーム制（例） ・本署2チーム制に準じた救急隊とポンプ隊による交替
基準時間※1以上の出張所の救急隊	・兼務隊員を活用したローテーションによる交替 ・本署2チーム体制に準じた救急隊とポンプ隊による交替

※1 前年の1日の平均救急活動時間が15時間30分

（例2）本署2チーム制による交替制（勤務時間8:30～翌8:40）



【事例2】

○横浜市消防局(神奈川県)

- ① ジョブローテーション（消防隊との乗換等）
労務負担が多い職員を、比較的労務負担の少ないポジションに計画的に変更することにより、負担の平準化を図る。
- ② 救急隊4名運用
当直中の救急隊編成人員を4名とし、ローテーションで1名を残置させ事務処理等を実施する。
- ③ 救急隊5名配置
救急隊の配置人員を5名とし、救急隊乗務回数や業務の分担を図る。

③救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化方策の取組

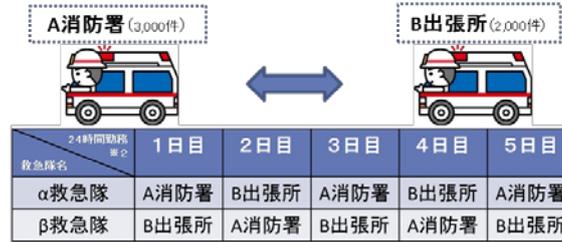
救急隊員の労務負担に対する取組を実施している 160 消防本部に対して、「救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化など、実施しているか」尋ねたところ、16 消防本部が救急隊 1 隊あたりの活動時間の平準化などを実施しているという回答であった。

【活動時間の平準化の主な取組】

【事例1】同一所属内で出場件数に差がある救急隊を相互に入れ替える方策
○東京消防庁(東京都)

実施隊	交替乗務方策
所属内で出動件数の差がある救急隊	・移動隊運用(例)

(例) 所属内で出動件数の差がある救急隊の移動隊運用



※2 1日(24時間勤務)単位等で交替

【事例2】出動件数による優先出動隊の交替

○高山市消防本部(岐阜県)

本署に救急隊が2隊配置されており、出動件数(3件)によって優先出動させる救急隊を交替させる。

(例) 第1救急隊が3件優先出場した後、第2救急隊と入れ替わり、3件優先出動したら、再び、第1救急隊と入れ替わる。

【事例3】時間帯による優先出動隊の交替

○千歳市消防本部(北海道)

本署に救急隊が2隊配置されているある場合において、時間帯によって優先出動させる隊を交替させる。

(例) 8時45分から20時まではA救急隊が優先出動、20時から翌8時45分までは、B救急隊が優先出動

④その他

上記以外の取組についてあるものを示すと以下のとおり。

【事例】点数により救急隊員を交替

○久慈広域連合消防本部(岩手県)

救急出場及び走行距離ごとに隊員に対し点数を付与し、1当務内で点数の合計が一定水準に達した場合に救急隊員を交代

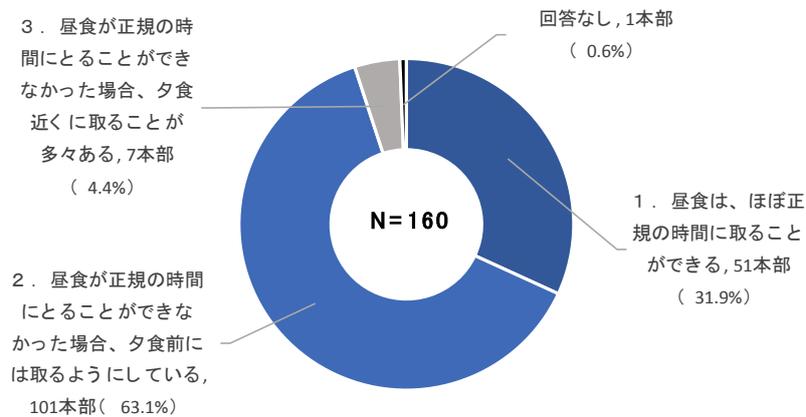
(基準) 点数が1当務中5点に至った場合、救急隊員の交替を行う。

内容	点数
1回の救急	1点
50kmの運転	1点

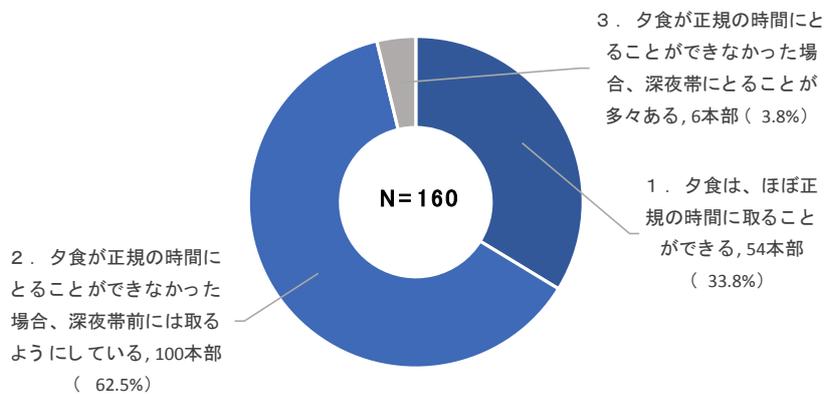
⑤食事時間や休憩時間の取組

救急隊員の労務負担に対する取組を実施している160消防本部に対して「救急隊が救急活動等で、正規の時間に食事時間が確保できているか」尋ねたところ、昼食、夕食ともに約6割の消防本部が正規の時間帯にとることができていないことが分かった。また、「救急隊が救急活動等で、正規の時間に食事時間や休憩時間について確保できなかった場合に、対策をとっているか」尋ねたところ、「救急隊員と他の隊員との乗り換え運用を行っている」が約6割超の回答で最も多く、次いで「連続した救急出場時に対策を講じている」が約6割弱の回答となっている。

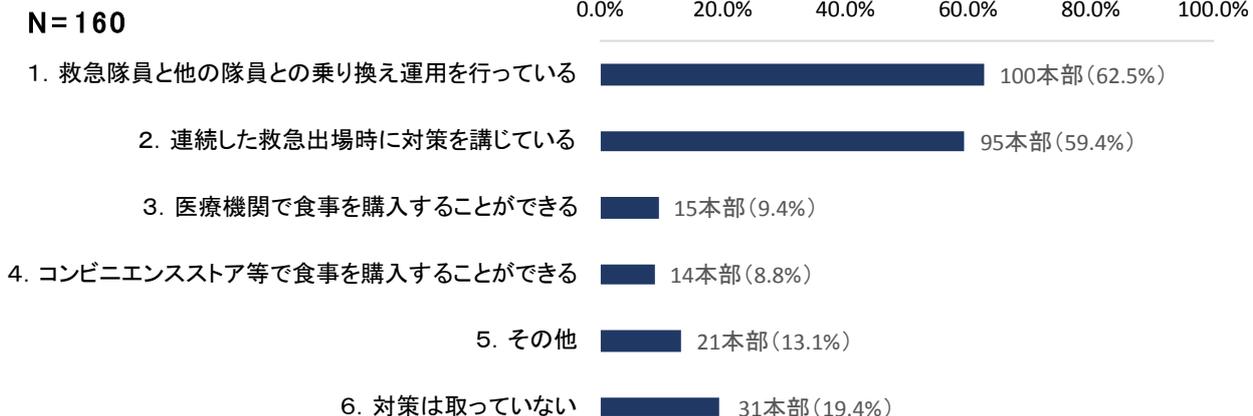
図表3-2 食事時間の確保状況（昼食）



図表3-3 食事時間の確保状況（夕食）



図表3-4 救急活動等で正規の時間に食事時間や休憩時間について確保できなかった場合の取組



各取組について、主なものは以下のとおり。

【連続した救急出場時の対策】

【事例1】連続した救急出場時に休憩時間を確保

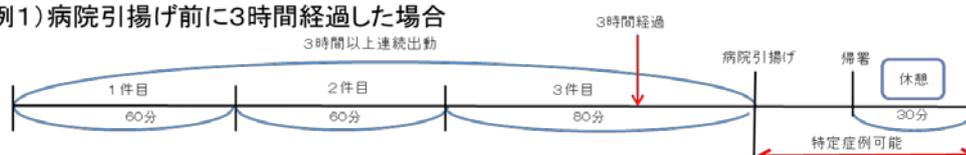
○札幌市消防局(北海道)

連続出動による長時間の緊張状態を緩和するとともに、事務処理、食事等を行う時間を確保する目的として、出動時間が3時間以上となった場合、帰署後30分の間は特定の症例のみ出動可能と設定することができる取組を始めている。

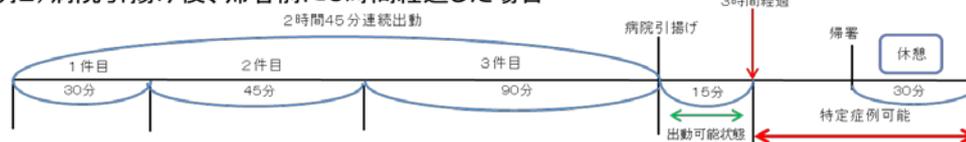
<特定症例可能設定の条件(例)>

- (1) 出動時間が3時間以上となった場合、帰署後30分の間まで設定可能
- (2) 消防指令管制センターに確認後、車両動態設定を「特定症例可能※」に設定する(救急事案多発時を除く)。

(例1) 病院引揚げ前に3時間経過した場合



(例2) 病院引揚げ後、帰署前に3時間経過した場合



※特定の症例とは、医師要請に該当するような症例

【医療機関での食事】

【事例2】医療機関の食堂等の借用など

○船橋市消防局(千葉県)

【船橋市消防局から病院への依頼 平成28年6月3日付け消防局長通知】

飲食物の購入等について(依頼)

平素から、本市消防行政の運営に関しましては、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市消防局における平成27年の救急出動件数は31,367件(前年比+1,100件)と過去最高を記録しました。このため救急隊員は連続する救急出動などで食事の時間帯が大幅に遅延し、適正な時間に食事が摂れない場合があります。この状況を改善するため、病院に救急搬送した後に売店等で飲食物を購入し、飲食を摂ることで対応したいと考えております。

つきましては、誠に恐縮に存じますが下記事項についてご理解とご協力をお願い申し上げます。



【主な内容】

- 1 飲食物の購入について
貴病院の売店や自動販売機で購入することがあります。
- 2 飲食場所の提供について
貴病院の職員が使用していない時間帯の職員用食堂等の借用をお願いいたします。なお、売店等で購入したものを飲食できればと思いますので、食堂以外でも結構ですのでお願いいたします。
- 3 「船橋市消防局からのお願い」の掲示について
貴病院の廊下等に掲示をお願いいたします。

【コンビニエンスストア等での食事】

【事例3】コンビニエンスストア等での食事等の購入

○東京消防庁(東京都)

東京消防庁においても、連続出場などにより、食事時間を経過した救急隊については、帰署(所)途上にコンビニエンスストア等を利用し食事を取ることができることとしている。(レスト タイム)

【実施要領】「救急隊員の食事等の対応について」

- 1 コンビニエンスストア等で食事等を行う場合は、感染防止衣、救急帽及び保安帽を着用しないこととします。
- 2 食事場所は、出場指令に対応できる次の場所とします。
 - (1) 帰署途上の他所属の消防署(所)
 - (2) 医療機関内に設置されている救急隊員の控え室
 - (3) コンビニエンスストア等の駐車可能な場所
 - (4) ファーストフード店内
- 3 食事等の時間について、勤務上の処理は休憩時間とし、帰署(所)後署隊本部に報告してください。

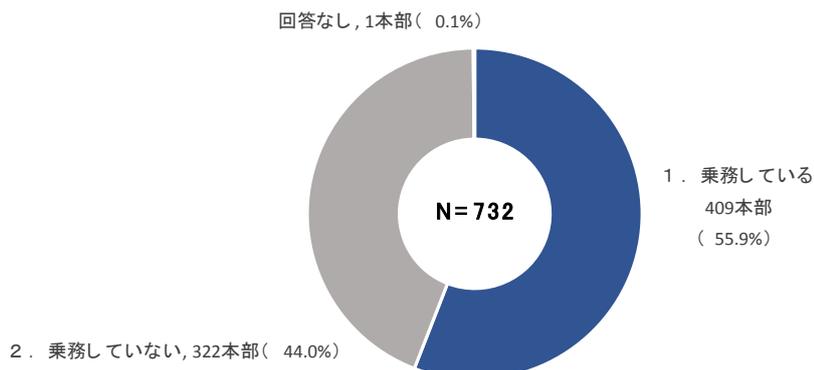
(2) 女性救急隊員が働きやすい職場環境づくりについて

①女性職員の救急隊員の乗務状況

全 732 消防本部に対して「女性職員を救急隊員として乗務させていますか」について尋ねたところ、約 6 割の消防本部が女性隊員を乗務させているという回答であった。

なお、平成 28 年 4 月 1 日現在、救急隊員の資格を有している職員は、12 万 1,577 人で、うち、女性職員は 2,693 人となっている。

図表 3-5 女性職員の救急隊員の乗務状況



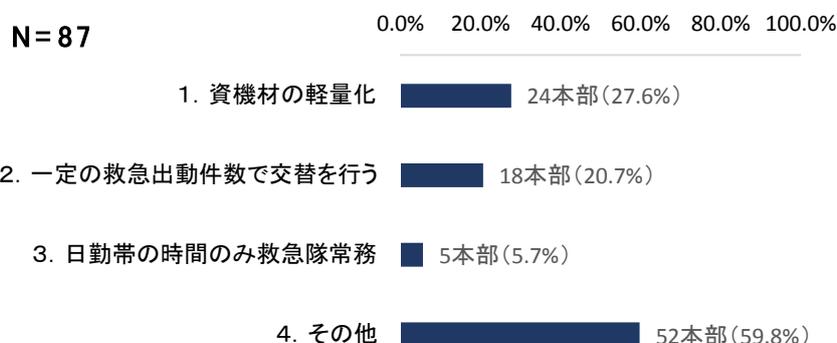
②女性救急職員が活躍しやすい取組の実施状況

女性隊員が乗務している 409 消防本部に対して「女性職員が活躍しやすい取組を実施しているか」尋ねたところ、87 消防本部が女性隊員の活躍しやすい取り組みを実施しているという回答であった。

③女性救急隊員が活躍しやすい取組方策

女性救急隊員の活躍しやすい取組を実施している 87 消防本部に対して「どのような取組を実施しているか」尋ねたところ、男性職員にも通じることがあるが、「資機材の軽量化」が約 3 割の回答で最も多く、次いで「一定の救急出場件数で交替を行う」が約 2 割の回答となっている。

図表 3-6 女性職員が活躍しやすい取組の実施状況



各取組について、主なものは以下のとおり。

【資器材の軽量化】

【事例】 救急隊員が携行する資器材の軽量化

○さいたま市消防局(埼玉県)、下田消防本部(静岡県)

救急隊員が現場に携行する酸素ボンベを従来使用していた鉄製の酸素ボンベから、アルミ製又はカーボン製の酸素ボンベを導入している。

【日勤帯の時間みの勤務】

【事例】 日勤帯に救急隊乗務

○美祢市消防本部(山口県)

育児に専念させるため当直勤務ではなく、日勤時間帯のみ救急隊へ乗務させている。

【その他】

【事例】 一定期間4人目の救急隊員としての乗務

○東京消防庁(東京都)

育児休業期間を終了し職場復帰した職員など、長期間救急活動に従事していない救急隊員に対し、4人目の救急隊員として一定期間の教育を受けることが要綱で示されている。

(3) 今後の方向性

今回のアンケート調査で、全国消防本部に救急隊の労務管理の取組状況及び女性救急隊員が活動しやすい取組に関する状況を把握した。

今回のアンケート調査から得られた結果を参考にしつつ、先進的な取組を行っている消防本部に詳細な聞き取り調査やヒアリングを行い、効果的な労務管理の方策や女性救急隊員がより活動しやすくなるための方策について検討をしていく。

なお、救急隊員の労務管理にあっては、「救急隊員の適正な労務管理の確保に係わる検討について」(平成17年10月7日付け消防消205号・消防救239号通知)により、救急隊員の適正な労務管理の確保を図るため、対応策を検討することを依頼しているが、今回の調査結果を踏まえ、改めて通知を発出していく。